

改訂日: 2023/07/04

# 安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称:

製品名称: 塩化亜鉛

製品番号(SDS NO): D006540-2

推奨用途及び使用上の制限 推奨用途:試験研究用

供給者の会社名称、住所及び電話番号 供給者の会社名称: 国産化学株式会社 住所:東京都中央区日本橋本町3丁目1番3号

担当部署:品質保証部 FAX: 0120-11-5930

e-mail address : cs@kokusan-chem.co.jp

緊急連絡先電話:0120-81-5930

# 2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類、GHSラベル要素 GHS分類

健康に対する有害性

急性毒性(経口):区分 4 皮膚腐食性/刺激性:区分1

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性:区分1

特定標的臓器毒性(単回ばく露):区分 1(呼吸器)

# 環境有害性

水生環境有害性 短期(急性):区分 1 水生環境有害性 長期(慢性):区分 1

(注)記載なきGHS分類区分:該当せず/分類対象外/区分外/分類できない GHSラベル要素



注意喚起語:危険 危険有害性情報

飲み込むと有害

重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷

重篤な眼の損傷

臓器の障害

水生生物に非常に強い毒性

長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

# 注意書き

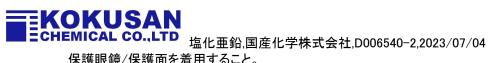
# 安全対策

環境への放出を避けること。

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

取扱い後は汚染個所をよく洗うこと。

保護手袋/保護衣/保護面を着用すること。



保護眼鏡/保護面を着用すること。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

#### 応急措置

漏出物を回収すること。

直ちに医師に連絡すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。

吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗 うこと。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場 合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

口をすすぐこと。

飲み込んだ場合:気分が悪いときは医師に連絡すること。 飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

#### 貯蔵

施錠して保管すること。

# 廃棄

内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

# 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別:

化学物質

化学的特定名:塩化亜鉛(II)

慣用名又は別名:クロロ亜鉛、亜鉛バター、チンニングフラックス

成分名	含有量 (%)	CAS No.	化審法番号	memo1	化学式
塩化亜鉛	98≦	7646-85-7	1-264	_	Cl2Zn

注記:これらの値は、製品規格値ではありません。

# 危険有害成分

毒物及び劇物取締法「劇物」該当成分

塩化亜鉛

安衛法「表示すべき有害物」該当成分

塩化亜鉛

安衛法「通知すべき有害物」該当成分

塩化亜鉛

化管法「第1種指定化学物質」該当成分

亜鉛の水溶性化合物

# 4. 応急措置

応急措置の記述

# 吸入した場合

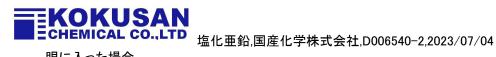
空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪いときは医師に連絡すること。

皮膚(又は髪)に付着した場合

直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合:医師の診察/手当てを受けること。



#### 眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。そ の後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合:医師の診察/手当てを受けること。

### 飲み込んだ場合

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

気分が悪いときは医師に連絡すること。

#### 急性症状及び遅延性症状の最も重要な徴候症状

吸入:咳、咽頭痛、灼熱感、息苦しさ、息切れ。症状は遅れて現れることがある。

皮膚:皮膚熱傷、痛み、発赤。

眼:痛み、発赤、重度の熱傷。

経口摂取:腹痛、喉や胸部の灼熱感、咽頭痛、吐き気、嘔吐、ショック又は虚脱。

# 応急措置をする者の保護

救助者はゴム手袋と密閉ゴーグルなどの保護具を着用する。

# 医師に対する特別な注意事項

肺水腫の症状は2~3時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。 したがって、安静と経過観察が不可欠である。

# 5. 火災時の措置

#### 消火剤

# 適切な消火剤

周辺設備に適した消火剤を使用する。

この製品自体は燃焼しない。

# 特有の危険有害性

火災によって刺激性、有毒及び/又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

#### 消火を行う者への勧告

# 特有の消火方法

関係者以外は安全な場所に退去させる。

霧状水により容器を冷却する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

# 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

関係者以外は近づけない。

回収が終わるまで充分な換気を行う。

適切な保護具を着用する。

# 環境に対する注意事項

上水源、河川、湖沼、海洋、地下水に漏洩しないようにする。

下水、排水中に流してはならない。

粉じんが飛散しないようにする。

# 封じ込め及び浄化の方法及び機材

掃き集めて、容器に回収する。

残留分を注意深く集め、安全な場所に移す。

#### 二次災害の防止策

漏出物を回収すること。

# 7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い

# 技術的対策

(取扱者のばく露防止)

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

(局所排気、全体換気)

排気/換気設備を設ける。

# (注意事項)

皮膚に触れないようにする。

眼に入らないようにする。

粉じんの堆積を防止する。

# 安全取扱注意事項

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

指定された個人用保護具を使用すること。

取扱い後は手、汚染個所をよく洗う。

取扱中は飲食、喫煙してはならない。

# 衛生対策

取扱い後は汚染個所をよく洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。 取扱い後はよく手を洗う。

# 保管

# 安全な保管条件

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

涼しいところに置き、日光から遮断すること。

施錠して保管すること。

# (避けるべき保管条件)

飲食物、動物用飼料から離して保管する。

# 8. ばく露防止及び保護措置

# 管理指標

管理濃度データなし

許容濃度

ACGIH(1992) TWA: 1mg/m3

STEL: 2mg/m3(上下気道刺激)

# ばく露防止

# 設備対策

排気/換気設備を設ける。

洗眼設備を設ける。

手洗い/洗顔設備を設ける。

### 保護具

# 呼吸用保護具

呼吸用保護具を着用すること。

# 手の保護具

保護手袋を着用する。

# 眼の保護具

側面シールド付安全メガネまたは化学品用ゴーグルを着用する。



# ECHEMICAL CO.,LTD 塩化亜鉛,国産化学株式会社,D006540-2,2023/07/04

9. 物理的及び化学的性質

基本的な物理的及び化学的性質に関する情報

物理状態:吸湿性固体

色:白色 臭い:無臭

融点/凝固点:327.9℃ 沸点又は初留点:732℃ pH:約4(水溶液)

溶解度:

水に対する溶解度: 432g/100g(25°C)、614g/100g(100°C)

溶媒に対する溶解度:アルコール、グリセロールに可溶。アセトンに自由に溶ける。

密度及び/又は相対密度: 2.907

# 10. 安定性及び反応性

反応性

潮解性が強い。

化学的安定性

通常の保管条件/取扱い条件において安定である。 多量の水を加えるとオキシ塩化亜鉛を生成する。

危険有害反応可能性

加熱すると分解し、有毒なフューム(塩化水素、酸化亜鉛)を生じる。

混触危険物質

強塩基、強酸化性物質、食品や飼料

危険有害な分解生成物

塩化水素、酸化亜鉛

# 11. 有害性情報

毒性学的影響に関する情報

急性毒性

急性毒性(経口)

[成分データ]

[日本公表根拠データ]

ラットのLD50=1,100 mg/kg bw(EU-RAR(2004), DFGOT vol.18(2002))、LD50=350 mg/kg bw(EPA Pesticides(1992))より区分4とした。

労働基準法:疾病化学物質

塩化亜鉛

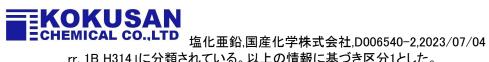
局所効果

皮膚腐食性/刺激性

[成分データ]

[日本公表根拠データ]

ウサギを用いた皮膚一次刺激性試験で、背部皮膚に本物質0.5 mL(脱イオン水での1%懸濁液)を開放および閉塞適用した結果、いずれも全例(4/4)に重度の刺激性がみられた。開放適用の試験では、表皮及び真皮浅層に、錯角化症、角化亢進、炎症性変化、濾胞上皮の棘細胞増生がみられ、閉塞適用の試験ではさらに、赤斑及び潰瘍もみられた(EU-RAR(2004))。EU-RAR(2004)には、「ECクライテリアでは、本物質は皮膚腐食性物質に分類されている」と記載されており、「この試験結果はガイドライン準拠によるものではないが、「classification and labeling(R34)」を正当化する」と結論している。本物質は、EU DSD分類において「R34」、EU CLP分類において「Skin Co



rr. 1B H314」に分類されている。以上の情報に基づき区分1とした。

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

[成分データ]

「日本公表根拠データ」

事故で眼に濃縮塩化亜鉛のばく露を受けたヒトの報告が2例ある(EU-RAR(2004))。浮腫に次い で永続的な角膜瘢痕化に至り、回復に6~28週を要したとの記述(EU-RAR(2004))、「本物質は 腐食性物質である」との記述に基づき区分1とした。

呼吸器感作性又は皮膚感作性

呼吸器感作性

[成分データ]

[日本公表根拠データ]

ヒトではんだ液による職業性喘息が報告されている(DFGOT vol.18(2002))が、塩化アンモニウ ムにもばく露されているので原因不明。よって、データ不足のため分類できないとした。

# 生殖細胞変異原性

[成分データ]

[日本公表根拠データ]

ガイダンスの改訂により「区分外」が選択できなくなったため、「分類できない」とした。すなわ ち、塩化亜鉛について、マウスを用いたin vivo骨髄染色体異常試験で陽性知見が報告されている ものの、より高用量を用いた硫酸亜鉛によるマウスあるいはラットの染色体異常試験、小核試験、 優性致死試験では陰性であること、及び、亜鉛化合物の生物活性は亜鉛陽イオンによると考えられ ることから、証拠の重みづけに基づき、塩化亜鉛がin vivo 遺伝毒性物質とはみなされていない( EU-RAR(2004))。なお、in vitroでは、細菌を用いる復帰突然変異試験で陰性、ヒトリンパ球を 用いた染色体異常試験で陰性、極めて高用量によるヒトリンパ球を用いた小核試験で陽性と報告さ れている(NITE初期リスク評価書(2008)、EU-RAR(2004)、EHC(2001))。なお、旧分類では ラットおよびマウスを用いた染色体異常試験(体細胞in vivo変異原性試験)を陽性としているが、 今回は EU-RAR(2004)、EHC(2001)で信頼性に疑問を呈しているため陽性と判断しなかった。

# 発がん性

[成分データ]

[日本公表根拠データ]

米国EPAによりIに分類されている(IRIS(2005))ことに基づき、分類できないとした。

# 生殖毒性

[成分データ]

[日本公表根拠データ]

データ不足のため分類できない。なお、マウスを用いた生殖毒性試験において生殖毒性(妊娠率、 産児数、出生率の低下)が認められたが、雌親動物が10例中2~5例死亡し、肝臓及び脾臓重量の減 少が見られる母動物毒性が顕著なため、(NITE 初期リスク評価書(2008))分類の根拠としなか った。

催奇形性データなし

特定標的臓器毒性

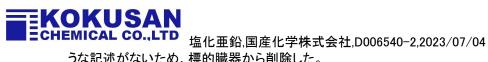
特定標的臓器毒性(単回ばく露)

「成分データ」

[区分1]

[日本公表根拠データ]

ヒトにおいて、塩化亜鉛のヒュームによる吸入ばく露で、一過性の気道刺激性症状から重度の呼吸 器障害(慢性病変)をきたすことが報告されている(NITE初期リスク評価書(2008))。また、軍 人が訓練中に塩化亜鉛に吸入ばく露され、重度の急性呼吸不全(ARDS)をきたし死亡例が生じたと の報告(PATTY(6th, 2012))、同じく吸入ばく露により、間質性肺線維症を生じ、呼吸不全によ り死亡した例など、致死的な呼吸器障害例も見られるとの記述から、区分1(呼吸器)に分類した。 旧分類で標的臓器とされた「肝」、「膵」についてはEHC 221(2001)に該当する知見は確認でき なかった。また、他の評価書(EU-RAR(2004)、NITE初期リスク評価書(2008)など)にもこのよ



うな記述がないため、標的臓器から削除した。

誤えん有害性データなし

# 12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性

「成分データ」

水生環境有害性 短期(急性)

[日本公表根拠データ]

珪藻類(ニッチア)による72時間EC50=0.065 mg Zn/L(本物質換算値: 0.135 mg/L)(EHC 221, 2001、NITE初期リスク評価書, 2008)であることから、区分1とした。

水生環境有害性 長期(慢性)

[日本公表根拠データ]

金属化合物で水中での挙動が不明であり、藻類(Pseudokirchneriella subcapitata)の72時間NOE C = 15.6 μg Zn/L(本物質換算値: 32.5 μg/L)(EU-RAR, 2010)から、区分1とした。

# 水溶解度

432 g/100 ml (25 C) (ICSC, 2002)

残留性•分解性

残留性・分解性データなし

生体蓄積性

[成分データ]

BCF=178 (Check & Review, Japan)

土壌中の移動性

土壌中の移動性データなし

他の有害影響

オゾン層への有害性データなし

# 13. 廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報 廃棄物の処理方法

環境への放出を避けること。

内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行なって危険有害性のレベルを低い状 態にする。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処 理を行なっている場合には、そこに委託して処理する。

# 汚染容器及び包装

容器は清浄して関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する 場合は、内容物を完全に除去する事。

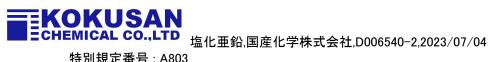
# 14. 輸送上の注意

国連番号、国連分類

国連番号またはID番号: 2331

正式輸送名: 塩化亜鉛、無水物 分類または区分:8

容器等級:III 指針番号: 154



特別規定番号: A803

海洋汚染物質(該当/非該当): 国内規制がある場合の規制情報

船舶安全法

腐食性物質 分類8

航空法

腐食性物質 分類8

# 15. 適用法令

当該製品に特有の安全、健康及び環境に関する規則/法令

毒物及び劇物取締法

劇物(令第2条)

塩化亜鉛98%(法令番号 1)

労働安全衛生法

有機則に該当しない

化学物質管理促進(PRTR)法

第1種指定化学物質

亜鉛の水溶性化合物

#### 消防法

届出を要する消防活動阻害物質

危険物の規制に関する政令別表第2:劇物(数量 200kg)

化審法における特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質に該当しない。

大気汚染防止法

有害大気汚染物質

塩化亜鉛

水質汚濁防止法

指定物質

塩化亜鉛

法令番号 54

# 適用法規情報

下水道法:水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)

水道法:有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)

海洋汚染防止法:個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示)

特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法):廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定する もの(平10三省告示1号)

輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」

輸出貿易管理令別表第1の16の項

輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)

労働基準法:疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

# 16. その他の情報

# 参照文献及び情報源

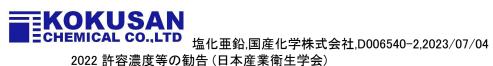
Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals, UN

Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS 22nd edit., 2021 UN

2020 EMERGENCY RESPONSE GUIDEBOOK (US DOT)

2022 TLVs and BEIs. (ACGIH)

JIS Z 7252: 2019 JIS Z 7253: 2019



2022 許容濃度等の勧告(日本産業衛生学会)

Supplier's data/information

化学品安全データ管理システム "GHS Assistant" Version 4.22 (https://www.asahi-ghs.com/) 責任の限定について

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によっ て改訂される事があります。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取 扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。

ここに記載されたデータは最新の知識及び経験に基づいたものです。安全性データシートの目的は 当該製品を安全に取り扱って頂くための情報を提供するものです。ここに記載されたデータは製品 の性能について何ら保証するものではありません。

ここに記載したGHS分類区分の算定根拠は現時点における日本公表データです。